

別記第1号様式(第6条関係)



平成30年度 補助金交付申請書

平成31年 3月18日

函館市長 工藤 壽樹 様

浴場名 大盛湯

申請者 住所 函館市湯川町2丁目18番23号

営業者名 有限会社マキノ商店

代表取締役 牧野 康宏

補助事業の名称 公衆浴場設備整備事業

上記の補助事業に関し、次のとおり設備工事を完了しました。

今後、1年以上継続して公衆浴場の経営をしますので、函館市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付申請をします。

1 補助事業の理由 老朽腐食による内釜の取替工事

2 補助対象設備名 内釜

3 完了年月日 平成30年3月15日完了

4 補助対象経費 868,000円

5 補助金交付申請額 144,000円

6 添付書類

工事内訳書兼確認証明書、工事完了引渡書(写)およびその他必要と認める書類。

別記第2号様式(第7条関係)

平成30年度 補助金交付決定通知書

函 保 生

平成31年(2019年)3月26日

補助事業者

浴場名 大盛湯

住 所 函館市湯川町2丁目18番23号

営業者名 有限会社マキノ商店

代表取締役 牧野 康宏 様

函館市長 工 藤 壽 樹

補助事業の名称 公衆浴場設備整備事業

平成31年3月18日付けで申請のあった上記の補助事業に係る補助金の交付については、内容精査の結果、次のとおり決定したので、函館市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱第7条の規定により通知する。

1 補助対象経費および補助金の交付額

補助対象設備名	補助対象経費	補助率	補助金の交付額
内がま	868,000円	1/6	144,000円
合 計	868,000円		144,000円

2 補助金の交付予定時期 平成31年3月

3. 次の条件を承知されたい。

- (1) この通知に係る補助金等の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該補助金等の交付の申請を取り下げることができる。
- (2) 次の場合には、速やかに市長に報告して、その承認または指示を受けること。
 - (ア) 補助事業等の内容の変更または経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合。
 - (イ) 補助事業等を中止し、または廃止する場合。
 - (ウ) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合または補助事業等の遂行が困難となった場合。
- (3) この補助金等の交付の決定後における事情の変更により特別の事情が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
- (4) 補助事業等の遂行にあたっては、この内容の決定およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
- (5) 補助事業等の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。
- (6) 補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。
- (7) 次のいずれかに該当するときは、この補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。

この場合、補助金等の額の確定後においても同様とする。

 - (ア) この補助金等を他の用途に使用したとき。
 - (イ) この補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - (ウ) 法令または函館市補助金等交付規則に基づく市長の措置に違反したとき。
 - (エ) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情変更により、補助金等の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (オ) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (8) 補助事業者は、この補助事業等について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておくとともに、この補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。